

様式14

自動車運転代行業行政処分簿

被処分者	認定証番号	愛媛県公安委員会 第290号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	あい代行運転
	主たる営業所が所在する市町	松山市
処分年月日		令和5年7月12日
処分内容		営業停止命令（30日間） 令和5年7月14日から令和5年8月12日まで
処分理由		令和4年3月1日の立入検査実施時において、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第6条に定められている認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示する義務、同法第8条第1項に定められている変更事項が生じた場合にその変更のあった日から10日以内に変更に係る事項を記載した変更届出書を提出する義務及び同法第20条第1項に定められている運転代行業務従事者名簿等を備え付ける義務の違反が認められた。 令和4年6月23日、上記違反に係る指示処分を受け、累積点数が6点に達し、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第5条第1項第2号の規定による営業停止命令を行う基準に該当したため。
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項
処分を行った公安委員会		愛媛県公安委員会

注 処分内容欄は、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載すること。